

事務連絡
令和5年12月7日

都道府県
各 中核市 保育主管部（局） 御中
市町村

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における園庭及び屋外遊戯場の面積算定に係る園児及び幼児の年齢の基準日について

平素より子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般、内閣府地方分権改革推進室が実施した令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、「幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める」旨の提案がございました。

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準については、都道府県、指定都市及び中核市が条例を定めるに当たって従うべき基準とされているところ、当該基準は全国統一的な解釈のもとに運用されることが望ましいことから、今般、面積の算定に係る考え方を明確化することといたしました。

つきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）における園庭及び屋外遊戯場の面積算定に係る園児及び幼児の年齢の基準日に関する考え方を以下の通り明確化いたしましたので、内容を御了知いただくとともに、引き続き、適切に御対応いただくようお願いいたします。

記

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第1項第6号における園庭及び屋外遊戯場の面積算定に係る園児及び幼児の年齢の基準日については、年度初日の前日とすること。
- なお、年度途中で定員が増加した場合の面積算定については、当該増加した定員に応じた面積を確保する必要があることに変わりないこと。

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係

TEL：03-6858-0058